

環水大土発第060606001号
平成18年6月6日

各都道府県・土壤汚染対策法政令市
土壤環境行政担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局
土壤環境課長

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染対策基金を活用するための都道府県市による助成制度整備について（依頼）

日頃より土壤環境行政の推進にご尽力を賜りお礼申し上げます。

さて、都市再生に関する施策が強化・充実されようとしている昨今、再開発などによる土地取引の動向が活発化し、工場跡地等が住宅地等として利用される事例もますます増加することが予想されます。一方で住宅地として利用されている土地においても汚染原因者が不明又は不存在で土地所有者等に資力がないという汚染事例の発見件数が増加しております。

都道府県市において土壤汚染対策基金に係る助成制度をあらかじめ整備しておかれることは、土壤汚染対策法に基づき、人の健康に被害を生じさせるおそれがある土壤汚染事例に対して適確な対策を進める上で必要不可欠です。このため、かねてより土壤汚染対策基金から助成することが可能な助成制度の整備をお願いしていたところです（「土壤汚染対策基金の活用について（通知）」平成17年12月16日付け環水大土発第051216001号。環境省水・大気環境局土壤環境課長通知。）。

このたび、環境省では、(財)日本環境協会を事務局として、都道府県市の実務に詳しい有識者からなる「汚染土壤等による健康リスクの回避促進方策検討会」を設置し、基金に係る都道府県市の助成制度の創設に資する準則のあり方を別添の通りとりまとめましたので送付します。

都道府県市におかれては、本準則を参考として御活用いただき、可能な限り早期に助成制度の整備に取り組まれることをお願いいたします。

なおこの準則の内容については、現在、順次開催されております「ブロック別都道府県・政令市土壤環境行政担当課長会議」において御説明しておりますが、電子媒体として送付することを求める意見が多いので、電子媒体でもお送りいたします。

〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金交付要綱（条例、規則）準則

（目的）

第1 この要綱（条例、規則）は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号、以下「法」という。）の措置命令に基づく汚染の除去等の措置を講ずる者に対し助成を行うことにより、県民（市民）の健康の保護を図ることを目的とする。

（通則）

第2 〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、〇〇県（〇〇市）補助金等の交付に関する規則及び他の法令の定めるところによるほか、この要綱（条例、規則）の定めるところによる。

（定義）

第3 この要綱（条例、規則）において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

（1）汚染の除去等の措置 法第2条第1項の特定有害物質による汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置をいう。

（2）助成対象者 法第7条の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた者（当該土壤汚染を生じさせる行為をした者を除く。）であつて、平成16年1月30日環境省告示第4号（以下「負担能力告示」という。）に定める負担能力に関する基準に適合する者をいう。

（助成対象事業）

第4 助成金の交付の対象となる事業は、法第7条第1項の規定に基づき知事（市長）が講ずべきことを命じた汚染の除去等の措置（知事（市長）が命じた措置と比べ同等以上の効果を有する措置を含む。以下同じ。）とする。

（助成金の交付及び額等）

第5 知事（市長）は、助成対象者に対して法第7条第1項の規定に基づき汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じた場合に必要と認めるときは、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の額は、汚染の除去等の措置に要する費用（以下「交付対象経費」という。）の額の $3/4$ 以内の額とする。

3 2に規定する交付対象経費の額は、次に掲げる助成対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 個人（事業を行う個人を除く。） 次に掲げる助成対象者の助成金の交付を受けようとする前年の所得の額（負担能力告示第1号イに規定する所得の額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれに定める額

① 2000万円未満 汚染の除去等の措置のために直接必要な本工事費、付帯工事費、土地借料及び補償費並びに調査費で細則に規定するもの（以下「事業費」という。）を合算する方法により得られる額（以下「総事業費」という。）

② 2000万円以上3000万円未満 総事業費から、助成対象者の所得の額に $3/2$ を乗じ3000万円を差し引いた額を差し引く方法により得られる額

③ 3000万円以上 総事業費から、助成対象者の所得の額に $1/2$ を乗じた額を差し引く方法により得られる額

(2) 事業を行う個人及び法人 総事業費

(汚染の除去等の措置の内容の調整)

第6 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、知事（市長）が法第7条第1項の規定に基づき命令を発出する前に、あらかじめ、当該申請者が講ずることとしたい汚染の除去等の措置の内容について知事（市長）に説明し、必要な指示を受け、又は了解を得なければならない。

2 1の説明にあたり、申請者が知事（市長）に提出する書類については第7の規定を準用するものとする。この場合において、汚染の除去等の措置の実施に必要な見積については、2社以上の工事業者に求めた見積書その他講じようとする工事内容及び費用の妥当性について知事（市長）が検討する上で必要となる資料を添付するものとする。ただし、申請者が講じようとしている措置の内容が軽微であることその他の事由により、知事（市長）が複数社の見積の提出を要しないと判断した場合、その他知事（市長）が申請者に指示を行った場合に申請者がその指示に従った場合はこの限りでない。

3 申請者は、1の了解を得ることなくして第7の申請を行うことはできない。

(交付の申請)

第7 申請者は、汚染の除去等の措置として実施する工事に着手する前に、土壤汚染対策事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる事項を記載した書類を添付し、知事（市長）に提出するものとする。

(1) 事案の概要

(2) 法第7条第1項に基づく措置命令の内容並びにそれに基づき助成対象者が実施する

汚染の除去等の措置の内容及び実施予定時期

- (3) 交付申請額算出根拠
- (4) 当該汚染の除去等の措置の費用概算見積
- (5) その他当該汚染の除去等の措置に関し必要な事項
- (6) その他知事（市長）が必要と認める事項

（交付決定）

第8 知事（市長）は、第7の規定による申請書を受理した場合において、当該申請書を審査し、助成金を交付することが適当と判断したときは、助成の決定をするものとする。

2 知事（市長）は、助成の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、細則で定めるところにより申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第9 知事（市長）は、助成金を交付する場合には、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更（追加交付申請を含み、細則で定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事（市長）の承認を受けること。
- (2) 助成事業に要する経費の配分の変更（細則で定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事（市長）の承認を受けること。ただし、助成事業の内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、(1)の助成事業の内容の変更手続によること。
- (3) 助成事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、知事（市長）の承認を受けること。また、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事（市長）に報告すること。
- (4) 知事（市長）は、必要と認めるときは、助成金交付事業者に対し、助成事業の遂行状況その他必要な事項について報告させ、又は検査を行うものであること。
- (5) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- (6) 助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、細則で定めるところにより速やかに知事（市長）に報告を行うこと。

なお、知事（市長）は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県（市）に納付させることがあること。

- (7) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（助成事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物（土地を除く。）並びに価格が50万円以上の機械及び器具をいう。以下「取得財産等」という。）については、次の事項を遵守すること。

①取得財産等の種類に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵

省令第15号)別表第1から別表第8に定める耐用年数を経過するまでは、細則で定めるところにより知事(市長)の承認を受けることなしに、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

②知事(市長)の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部の返還を求めることがあること。

③助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(8) 助成事業に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者から汚染の除去等に要した費用の返還を受けたときは、その額に応じて、助成した額の全部又は一部を返還すること。

(9) 事業完了時において確認を行い、知事(市長)に結果を報告すること。この場合、知事(市長)より確認方法が示されているときは、当該方法に従って確認を行うとともに、必要に応じて知事(市長)が行う完了検査を受けること。

(変更等の承認申請)

第10 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、第9の(1)から(3)までの規定により承認を受けようとするときは、土壌汚染対策事業助成金交付事業変更(追加変更・中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を、知事(市長)に提出して行うものとする。

(実績報告)

第11 助成事業者は、当該助成事業を完了したときは、その完了の日(助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)から起算して20日以内に、事業実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて知事(市長)に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12 知事(市長)は、第11の規定による事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、細則で定めるところにより当該助成事業者に通知する。

(助成金の請求)

第13 助成金は、第12の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、第14に規定する経費については、この限りでない。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金交付請求書(第4号様式)により、知事(市長)に請求するものとする。

(概算払)

第14 知事（市長）は、必要があると認めるときは、細則に定めるところにより、助成金の一部について概算払を行うことができる。

(交付決定の取消等)

第15 知事（市長）は、第10の規定による中止又は廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。この場合、返還すべき助成金額に交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、期限を定めて、当該助成金につき年10.95%の割合で計算した加算金を付して請求するものとする。なお、期限内に返還すべき助成金に相当する額が納付されない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- (1) 偽り、その他不正な手段により、助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

附 則

この要綱（条例、規則）は、平成 年 月 日から施行する。

第1号様式（第7関係）

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市長）様

（申請者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

土壤汚染対策事業助成金交付申請書

標記の助成金の交付を受けたいので、〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金交付要綱第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事案の概要 別紙1

注 事案が複数ある場合は、事案毎に申請すること。

2 土壤汚染対策法第7条第1項に基づく措置命令の内容並びにそれに基づき助成対象者が実施する汚染の除去等の措置の内容及び実施予定時期 別紙2

注 措置方法の概要フロー図と工程表を添付のこと

3 交付申請額 円 別紙3
算出根拠

4 当該汚染の除去等の措置の費用概算見積 別紙4

5 その他当該汚染の除去等の措置に関し必要な事項 別紙5

事 案 の 概 要

項 目	記載内容
1. 指定区域の場所	*住所 指定区域公告年月日 年 月 日
2. 土壌汚染判明時期等	*判明年月日と、() 書で判明の契機となった事由を簡潔に記入。汚染の発生時期がわかる場合は、その旨、記入
3. 汚染原因者が不明な理由、状況等	
4. 助成対象者が負担能力に関する基準（平成16年1月環境省告示第4号。）に定める基準に適合する理由	※以下の書類を添付すること。 ・個人（個人事業者を除く。）：前年の源泉徴収票又は確定申告書の写し（退職所得の金額、一時所得の金額等継続的でない所得の金額がある場合等その額を継続的所得金額とすることが著しく不相当である場合においては、直前3年分） ・事業を行う個人及び法人：前事業年度の貸借対照表
5. 汚染の状況等	
6. 健康被害が生ずるおそれの状況	
7. 措置命令の内容	1 措置命令発出年月日 年 月 日 2 命令先 3 命令の内容（簡潔に） 4 期限 5 その他

別紙2

汚染の除去等の措置の内容、実施予定時期等

項 目	記載内容
措置命令の内容	
助成対象者が実施する汚染の除去等の措置の内容	* 措置命令を受けてどのような措置を行おうとしているのか具体的に記入
実施予定時期	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日

別紙3

交 付 申 請 額 算 出 根 拠

(単位：円)

総事業費	交付対象経費 = (A)	交付申請額 = (A) × 3 / 4 = (B)

(注) (B) の算出結果、1, 0 0 0円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙4

費用概算見積

見積総額（総事業費）

円

事業費内訳						
費用区分			数量	単価	金額	積算内訳
区分	費目	細分				

(注) 総事業費の根拠として、工事業者からの費用見積書を添付すること。

別紙4－(2)

年 度 別 所 要 経 費 区 分

区 分	〇〇年度	〇〇+1年度	計
交付対象経費 うち当該年度における経費			
(年度別の措置の実施内容)			

* 汚染の除去等の措置が複数年度に亘る場合に記入。

別紙5

その他当該汚染の除去等の措置に関し必要な事項

項目	記載内容
その他当該汚染の除去等の措置に関し必要な書類	別紙1から別紙4の記載事項以外の事項で必要な事項があれば記載すること。

第2号様式（第10関係）

平成 年 月 日

土壤汚染対策事業助成金交付事業変更（追加変更・中止・廃止）承認申請書

〇〇県知事（〇〇市長）様

（申請者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

平成 年 月 日付けで交付決定のあった土壤汚染対策事業助成金交付事業に係る助成金を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金交付要綱第10の規定により承認を申請します。

記

1 変更、中止又は廃止の内容

2 変更、中止又は廃止の理由

第3号様式（第11関係）

平成 年 月 日

土壤汚染対策事業助成金交付事業実績報告書

〇〇県知事（〇〇市長）様

（報告者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

土壤汚染対策事業助成金交付事業実績報告書の提出について

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた標記事業を完了したので、関係書類を添えて報告します。

- | | | |
|---------|-------------------|----|
| 1 精算金額 | 金 | 円 |
| | （うち消費税相当額 | 円） |
| 2 交付決定額 | 金 | 円 |
| | （交付決定番号及び交付決定年月日） | |

（関係書類）

- 1 講じた土壤汚染の除去等の措置の内容及び実施した時期 別紙（1）
- 2 事業精算額調書 別紙（2）
- 3 事業費精算書 別紙（3）
- 4 取得財産等調書 別紙（4）
- 5 措置の工程毎の写真（掘削土壌の搬出先等の、現場以外の工程を含む。）
- 6 事業完了時の確認の報告書

別紙（１）

講じた土壌汚染の除去等の措置の内容及び実施した時期

項目	記載内容
措置命令の内容	(1) 措置命令年月日 (2) 相手方 (3) 命令の内容（申請書別紙２に準じ簡潔に記入） (4) 期限
助成事業者が実施した汚染の除去等の措置の内容	(1) 措置内容 （講じた汚染の除去等の措置の内容を具体的に記入） (2) 措置量等 （対象土地の面積、除去量等）
実 施 時 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日

別紙（２）

事業精算額調書

（単位：円）

総事業費	交付対象経費 = (A)	交付精算額 = (A) × 3 / 4 = (B)	交付決定額 (C)	概算払受入額 (D)	差引過不足額 (F) = (C) - (D)

（注）（B）の算出結果、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

別紙（３）

事業費精算書

支出済総額（総事業費）

円

事業費内訳						
費用区分			数量	単価	金額	積算内訳
区分	費目	細分				

（注） 総事業費の根拠として、工事契約関係書類の写及び工事業者へ支払った工事費用の領収書を添付すること。

第4号様式（第13関係）

平成 年 月 日

土壤汚染対策事業助成金交付請求書

〇〇県知事（〇〇市長）様

（請求者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

平成 年 月 日付けで確定通知のあった土壤汚染対策事業助成金交付事業に係る助成金として、下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 円
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

内訳	交付決定額	円
	確定額	円
	概算払受入済額	円
	今回請求額	円
	差引残額	円

2 振込先金融機関及び口座

受取人住所	
名 義	
振込先金融機関名	
預貯金種別	
口座番号	

〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金交付要綱（条例、規則）細則準則

（趣旨）

第1 この細則は、〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金交付要綱（条例、規則）に基づき、〇〇県（〇〇市）土壤汚染対策事業助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

（助成対象事業費）

第2 要綱（条例、規則）第5（助成金の交付及び額等）の3の（1）の①の助成の対象となる事業費は、別表に掲げるものとする。

（交付決定通知書）

第3 要綱（条例、規則）第8（交付決定）の2の通知は、土壤汚染対策事業助成金交付決定通知書（第1号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第4 要綱（条例、規則）第9（交付条件）の（1）の軽微な変更とは、次のいずれにも該当する変更とする。

- （1）助成金の交付額に変更がないこと
- （2）汚染の除去等の措置の内容に変更がないこと

2 要綱（条例、規則）第9の（2）の軽微な変更とは、別表の第2欄に定める費目及び第3欄に定める細分の配分額の30%以内の変更であることとする。

（仕入控除税額報告書）

第5 要綱（条例、規則）第9の（6）の報告は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第2号様式）を提出して行うものとする。

（財産処分等承認申請書）

第6 要綱（条例、規則）第9の（7）の承認の申請は、土壤汚染対策事業助成金交付事業財産処分等承認申請書（第3号様式）を提出して行うものとする。

（交付額確定通知書）

第7 要綱（条例、規則）第12（助成金の額の確定）の通知は、土壤汚染対策事業助成金交付額確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(概算払)

第8 要綱(条例、規則)第14に定める概算払は、汚染の除去等の措置を行う助成事業に係る交付決定を受けた助成事業者が事業の完了前に、工事の出来形部分(現場に搬入済みの工事材料、設備機器を含む。)に係る額を支出し、又はすることが明らかである場合において、知事(市長)が必要と認める場合に当該出来形部分に相当する助成金を支払うことにより行うものとする。

2 1の概算払を受けようとする助成事業者は、出来形部分に係る措置の実施報告書を提出し、要綱(条例、規則)第12(助成金の額の確定)の規定に準じて知事(市長)の額の確定を受けたうえで、要綱(条例、規則)第13(助成金の請求)の規定に準じて助成金の交付の請求を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第2関係） 工事費の内訳

1 区分	2 費目	3 細 分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	工事を施工するのに必要な材料の費用で、買入に要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計をいう。材料単価については諸種の物価版、他の類似事業の実績等の単価を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して適正な単価を決定して使用することとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金であり、賃金日額及び歩掛かりについては、類似事業の実績等を参考とし、事業実施の時期、地域性を勘案して決定する。
		直接経費	工事を施工するのに直接必要な経費で、特許使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、水道光熱電力料（工事を施工するのに必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、機械器具損料（工事を施工するのに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で類似の事業の実績等を参考に決定する。）をいう。
		(間接工事費) 共通仮設費	以下の費用の合計額をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、異動に要する費用 (2) 準備、後片付け整地等に要する費用 (3) 機械の設置撤去及び仮道敷設現道補修等に要する費用 (4) 技術管理に要する費用 (5) 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が工事を施工するために必要な現場経

	<p>付帯工事費</p> <p>土地借料及び補償費</p> <p>調査費</p>	<p>一般管理費</p> <p>土地造成費 搬入道路等工事費、門、囲障等工事費</p>	<p>費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>請負業者が工事を施工するために必要な諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費その他に要する費用をいい、類似の事業の実績等を参考に決定する。</p> <p>施設整備の付帯工事に要する必要最小限の範囲で、経費の算定方法は本体工事費に準じて算定すること。</p> <p>工事の施工に必要な土地等の借料及び工事の施工によって損失を受ける者に対する補償に要する費用</p> <p>工事を施工するために必要な測量等に要する費用。 汚染の除去等の措置として実施するモニタリングに要する費用。（当該モニタリングを開始してから1年間に要する費用に限る。）</p>
--	--	---	---

第1号様式（第3関係）

番 号
平成 年 月 日

土壤汚染対策事業助成金交付決定通知書

（申請者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった土壤汚染対策事業助成金交付申請については、下記のとおり助成金の交付を決定することとしたので、通知します。

記

1 助成金の交付額 金 円

2 交 付 条 件

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市長）

印

第2号様式（第5関係）

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市長）様

（報告者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって助成金の交付決定を受けた助成事業について、土壌汚染対策事業助成金交付要綱第9の（6）の規定により次のとおり報告します。

1 土壌汚染対策事業助成金交付要領に基づく事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額

金 円

（注）別添参考となる書類（2の金額の積算の内訳等）

第3号様式（第6関係）

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市長）様

（報告者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 印

平成 年度土壌汚染対策事業助成金交付事業財産処分等承認申請書

平成 年度 月 日付け 第 号をもって助成金の交付決定を受けた助成事業により取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、効用の増加した交換、貸付、担保提供）をしたいので、土壌汚染対策事業助成金交付要綱第9の（7）の①の規定により承認を申請します。

記

1. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産

（単位：円）

財産の種類	財産の名称	型式	数量	取得価格		所得年月日	残存価格	
				単価	金額		単価	金額

2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法

第4号様式（第7関係）

番 号
平成 年 月 日

土壤汚染対策事業助成金交付額確定通知書

（助成事業者）

住所（所在地）

氏名（団体名及び代表者氏名） 殿

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した土壤汚染対策事業助成金については、平成 年 月 日付けの事業実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので、通知します。

平成 年 月 日

〇〇県知事（〇〇市長）

印

土壌汚染対策基金助成事業の実施フロー

